

# 福祉用具レンタルサービス契約 約款

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具レンタルサービスを提供します。

## 第2条（福祉用具レンタルサービス）

- ① 本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を賃貸するサービスを言うものとします。
- ② 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い、その介護に必要な福祉機器、介護用品を言うものとします。

## 第3条（レンタル契約期間）

- ① レンタル開始日及びレンタル契約期間は、「福祉用具レンタル利用契約書」記載の通りとします。
- ② 退院等利用者の利益に供する為、納品日が契約年月日以前になった場合は、その期間の商品に対する責任は事業者が負うものとします。但し、利用者の故意又は過失による場合は、利用者の責任となります。
- ③ レンタル期間満了1週間前までに契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、この契約は更に3ヶ月又は6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

## 第4条（レンタル料及び支払方法）

- ① レンタル料は「福祉用具レンタル利用契約書」に記載の通りで、1ヶ月の利用料金です。
- ② レンタル契約の起算日が、月の15日以前の場合には月額レンタル料の全額を、16日以降の場合には月額レンタル料の1/2を請求させていただきます。
- ③ レンタル契約を解約する場合、解約日が月の15日以前の場合には月額レンタル料の1/2を、16日以降の場合には月額レンタル料の全額を請求させていただきます。
- ④ レンタル契約の起算日と解約日が同月内に行われた場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。
- ⑤ 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合、契約者はサービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料として支払うものとします。

## 第5条（契約者による中途解約）

- ① 契約者は、レンタル商品が不要になった場合、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者が入院等で契約を継続する事ができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって本契約を解約する事ができます。
- ② 前項の場合には、契約者は第4条第3項の算定方式により算出したレンタル料金を事業者へ支払うものとします。

## 第6条（サービス従事者）

- ① 本契約において「サービス従事者」とは、福祉用具専門相談員等、事業者が福祉用具レンタルサービスを提供する為に使用する者を言うものとします。
- ② 事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、契約者及び介護者に対して適切な相談・援助等を行う事のできるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

## 第7条（レンタル商品の選定・変更及び提供の中止）

- ① 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身や生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
- ② 事業者は、前項の聴取に基づいて契約者に対し適切な福祉用具について説明を行い、契約者と協議してレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて利用者の主治医等に助言・指導を求めることができます。
- ③ 事業者は、契約者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況ならびに利用者の心身や生活の状況等を確認するものとします。
- ④ 前項の結果、又は医師や居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者と協議してレンタル商品の変更又は提供を中止するものとします。

## 第8条（契約者の義務）

- ① 契約者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工・改造等を行う事はできません。
- ② 契約者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部、もしくは一部を第三者に譲渡・転貸することはできません。
- ③ 契約者は、転居・入院・死亡など、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者に通知するものとします。

## 第9条（レンタル商品の納品及び回収）

- ① 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
- ② 事業者は、レンタル商品を利用者に引き渡すにあたって、契約者及び利用者に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項や故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。
- ③ 事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更等により、契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。

## 第10条（レンタル商品の修理・交換）

- ① 契約者及び利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品されたり、使用中のレンタル商品において故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとします。
- ② 前項の修理・交換に伴う費用は、原則として事業者が負担するものとします。但し、契約者側の事情によりレンタル商品の交換・変更を希望する場合や、契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反してレンタル商品を使用した為に故障・破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。

## 第11条（その他の義務）

- ① 事業者は、利用者に対する福祉用具レンタルサービス実施について記録を作成し、2年間の保管とともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させたり、その複製物を交付するものとします。
- ② 事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供の為に準備した福祉用具において、消毒や保守点検、運搬等について安全衛生を踏まえ、適切な管理を行うものとします。

## 第12条（守秘義務）

- ① 事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た、契約者又はその家族の個人情報等、秘密を漏らしません。
- ② 事業者は、サービス従事者が退職後、在職中知り得た契約者又はその家族の個人情報等、秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合には契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を得ない限り、サービス従事者にその個人情報を用いさせません。

## 第13条（契約解除）

- ① 契約者は、事業者が以下の事由に当該する場合には、本契約を解除することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なく、本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、契約者又は利用者の請求にも関わらずこれを実施しようとししない場合
  - (2) 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が契約者もしくは利用者の生命・身体・財産・信用等を傷付ける事や、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ② 前項第2号及び第3号の場合には、契約者は第4条第3項の算定方式により算出したレンタル料を事業者へ支払うものとします。
- ③ 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。
  - (1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
  - (2) 契約者又は利用者が第8条に定めた義務に違反、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - (3) レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合
- ④ 前項第1号及び第2号の場合には、契約者は契約が終了する利用月について所定のサービス利用料を事業者へ支払うものとします。又、前項第3号の場合には、契約者は第4条第3項の算定方式により算出したレンタル料を事業者へ支払うものとします。

#### **第14条（契約終了）**

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 地震・噴火等の天災、その他契約者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失または破損し、使用できなくなった場合

#### **第15条（事業者の損害賠償責任）**

事業者は、福祉用具レンタルサービスの実施に伴うレンタル商品の故障・欠損、及び第12条に定める守秘義務に違反して、契約者または利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

#### **第16条（損害賠償がなされない場合）**

福祉用具レンタルサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- (1) 契約者が利用者の疾患・心身状態や、福祉用具設置・使用環境及びレンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、不実の告知を行った事によって起因した損害の場合
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因した損害の場合
- (3) 契約者・利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反する事や、第8条第1項の定め反して行った行為に起因した損害の場合

#### **第17条（契約者の損害賠償責任）**

事業者は契約者の故意または過失（第8条第1項に定める義務の違反を含む）によってレンタル商品が損失、もしくは回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補償費もしくは弁済費相当額の支払いを請求することができます。

#### **第18条（協議事項）**

本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。